

源泉徴収事務・法定調書 マイナンバー制度 作成事務における



マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー（個人番号）や法人番号を取り扱うこととなります。

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

マイナンバーの提供における本人確認

① 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、マイナンバーの確認と身元確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）（番号確認と身元確認）

例2 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険の被保険者証*など（身元確認）

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。

② 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります（郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります）。

マイナンバー・特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

1 取得

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができます。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

トラブルが多発しています！！

事業者はマイナンバーの提供を求めるに当たり、マイナンバーの利用目的を特定し、従業員や顧客に明示しなければなりません。

2 利用・提供

事業者は、社会保障及び税に関する手続書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に従業員や顧客本人の同意があってもできません。

3 保管・廃棄

(1) 保管

特定個人情報は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票等作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

(2) 廃棄

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

例：給与所得者の扶養控除等（異動）申告書は、7年間保管することとされており、その間は特定個人情報の保管ができますが、その後はできるだけ速やかにマイナンバーを廃棄又は削除する必要があります。

4 安全管理措置

マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：組織的・人的安全管理措置

例：物理的・技術的安全管理措置

マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱わないようにする。特定個人情報が記載された書類を、施錠可能な棚に保管する。マイナンバーを取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

★ 特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要となります。

このパンフレットの内容は、平成28年7月末現在の法令に基づいて作成しています。

平成28年分の給与所得の源泉徴収票の提出までの流れ（例）



～平成28年1月

平成28年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出

給与所得の源泉徴収票の作成について

税務署に提出する、平成28年分以後の給与所得の源泉徴収票には、支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

なお、支払を受ける方に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号は記載しませんので、ご注意ください。



ポイント

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載された内容に応じ、支払を受ける方や、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバーなどを記載します。

（注）配偶者特別控除が適用される配偶者の氏名及び配偶者特別控除の適用がある旨は（摘要）欄に記載しますが、その配偶者のマイナンバーは記載しません。

※ 平成28年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に、支払を受ける方や控除対象配偶者などのマイナンバーが記載されていない場合には、源泉徴収票を作成する時までマイナンバーの提供を受ける必要があります。

※ 税務署に提出する給与所得の源泉徴収票には16歳未満の扶養親族のマイナンバーを記載ませんが、市区町村に提出する給与支払報告書には記載が必要です。

※ 平成28年の中途において退職した方に係る源泉徴収票についても、控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族に関する各欄には、上図の記載例と同様に記載します。

～平成28年12月

年末調整

平成29年1月

平成28年分の源泉徴収票の作成・提出

給与所得の源泉徴収票の記載例（抜粋）

平成28年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける方 千代田区霞が関3丁目×××	（受給者番号） （個人番号） 123456789012
（扶養親族） 氏名 経理課長 氏名（フリガナ） コクセイ タロウ 氏名 国税 太郎	
種別 給与・賞与 支払金額 6,847,500 給与所得控除後の金額 4,962,750	ポイント
控除対象配偶者 有 配偶者の氏名 氏名（フリガナ） 控除の額 特定 老人 若人 その他	控除対象扶養親族の人数 （配偶者を除く。） 16歳未満の扶養親族の人数 （本人を除く。） 1 4 5
社会保険料等の金額 909,846 生命保険料の控除額 120,000 地震保険料の控除額 50,000 住宅借入金等特別控除の額 19,600	
（摘要） (1) 国税五部 (2) 国税六部 (3) 国税幸子(年少)	
生命保険料の金額 新生命保険料の金額 180,000 旧生命保険料の金額 100,000 介護医療保険料の金額 90,000 新個人年金保険料の金額 360,000 旧個人年金保険料の金額 180,000	控除対象扶養親族 氏名 氏名（フリガナ） 氏名 国税 花子 氏名 国税 一郎 氏名 国税 夏子 氏名 国税 三 氏名 国税 秋子 氏名 国税 冬子
控除対象配偶者 氏名 氏名（フリガナ） 氏名 国税 花子 氏名 国税 一郎 氏名 国税 夏子 氏名 国税 三 氏名 国税 秋子 氏名 国税 冬子	控除対象扶養親族 氏名 氏名（フリガナ） 氏名 国税 花子 氏名 国税 一郎 氏名 国税 夏子 氏名 国税 三 氏名 国税 秋子 氏名 国税 冬子
支払者 個人番号又は法人番号 9876543210987 （右欄に記載してください）	支払者のマイナンバー又は法人番号を記載します。

平成 29 年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成 28 年

12 月

平成 29 年

1 月

平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書については、給与所得者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者等のマイナンバーの記載も必要になっています。

また、給与の支払者は、マイナンバーが記載された給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受ける際に、給与所得者の本人確認を行う必要があります。

控除対象配偶者等の本人確認は、給与所得者が行うため、給与の支払者が控除対象配偶者等の本人確認を行う必要はありません。

平成 29 年分以後の扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載不要の制度の特例が創設されました。

平成 28 年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払を受ける方が、その支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿^(注)を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます。

- 1 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- 3 退職所得の受給に関する申告書
- 4 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書



(注) 上記 1～4 の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

源泉徴収事務・法定調書作成事務において、マイナンバーの記載が不要となる税務関係書類について(改正内容のお知らせ)

平成 28 年度税制改正により、以下の税務関係書類について、マイナンバーの記載が不要となりました。税務関係書類の種類により適用時期が異なりますので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

① 平成 28 年 4 月 1 日以後に提出すべきものについて適用

税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 ほか

② 平成 28 年 4 月 1 日以後に支払の確定する配当等や、同日以後に特定口座開設届出書等を提出する場合等について適用

個人の方が、配当等や株式譲渡対価等の受領の際の一定の告知又は特定口座開設届出書等の提出(以下「告知等」といいます。)をする場合で、その告知等を受ける金融機関等が、その告知等をする方のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その告知等をする方のマイナンバーの告知又は特定口座開設届出書等への記載を要しないこととされました。

《例》利子・配当等の受領者の告知、無記名公社債の利子等に係る告知書の提出、譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出 ほか

③ 平成 29 年 1 月 1 日以後に提出すべきものについて適用

申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類へのマイナンバーの記載は要しないこととされました。

《例》支払調書等の光ディスク等による提出承認申請書(兼)本店等一括提出に係る承認申請書 ほか

その他の法定調書

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払が確定した報酬等の支払に関する法定調書等には、支払を受ける方等の氏名(名称)・住所等のほか、マイナンバー又は法人番号の記載も必要になりました。

そのため、報酬や不動産の賃料など一定の支払をする方がこれらの支払に関する法定調書を税務署へ提出する場合には、支払を受ける方からマイナンバー又は法人番号の提供を受ける必要があります。

また、マイナンバーの提供を受ける際には、本人確認を行う必要があります。

※ 例示した法定調書以外の法定調書についても同様に、法定調書作成時までに支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号を収集し、法定調書に記載する必要があります。

平成 28 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-X	
氏名又は名称	国税 三郎	個人番号又は法人番号	234567890123
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
外交員報酬		240,000	9,010
(摘要)			
支払者	住所(居所)又は所在地	さいたま市中央区新都心 1 丁目 X	
氏名又は名称	国税商事株式会社 (電話) 03-3581-XXXX	個人番号又は法人番号	9876543210987
整理欄	①	②	309

○個人番号又は法人番号欄に個人番号又は法人番号を記載する場合は、右記に記載します。

《参考》

法定調書の種類	提出する必要がある方	提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	外交員、集金人等に報酬を支払った方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 50 万円を超えるもの
	講演等を行う講師に報酬を支払った方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 5 万円を超えるもの
不動産の使用料等の支払調書	不動産の賃料を支払った法人又は不動産業者である個人の方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 15 万円を超えるもの
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産の譲受けの対価を支払った法人又は不動産業者である個人の方	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 100 万円を超えるもの

法定調書の作成・提出は
e-Tax 又は光ディスク
で!!!

法定調書は書面のほか、①e-Tax 又は②光ディスク等(CD・DVD等)により税務署へ提出することができます。

なお、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が 1,000 枚以上である法定調書については、平成 26 年 1 月 1 日以降、e-Tax 又は光ディスク等による提出が義務化されています。

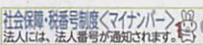
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

■ 社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- 内閣官房「社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)** ※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください。平日 9 時 30 分～20 時 (土日祝日～17 時 30 分) (年末年始を除きます。) ※最新のお問合せ時間は、内閣官房ホームページでご確認いただけます。

■ 国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

法人番号の最新情報や国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

- 特設サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

- 国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- 法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問合せください。国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161 (無料)** 平日 8 時 45 分～18 時 (土日祝日・年末年始を除きます。) 一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、**03-5800-1081** にお掛けください。(通話料金がかかります。)

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話などにご注意ください。

- 税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。